



平成 29 年 1 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 ワ ッ ツ
代 表 者 名 代表取締役社長 平岡 史生
(コード番号：2735 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 森 秀人
電 話 番 号 06-4792-3280 (代)

業績連動型株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 10 月 26 日開催の取締役会において、当社の取締役（ただし、監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。以下、同様とする。）に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度の導入については、平成 28 年 11 月 25 日開催の第 22 回定時株主総会において承認いただきましたが、本日開催の取締役会において、本制度の詳細について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

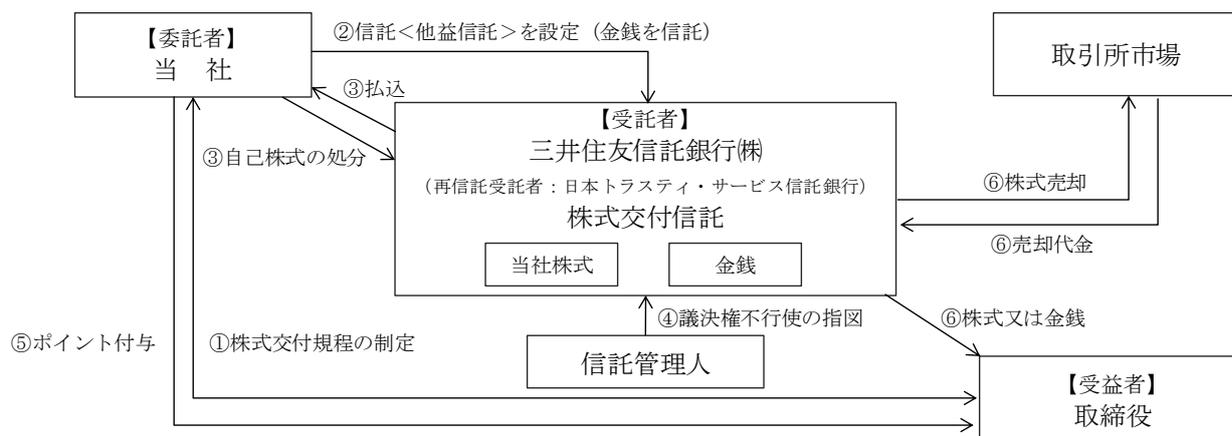
1. 当社にて導入する「役員向け株式交付信託」について

- (1) 名 称： 役員向け株式交付信託
- (2) 委 託 者： 当社
- (3) 受 託 者： 三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託者 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- (4) 受 益 者： 当社取締役のうち一定の要件を満たす者
- (5) 信 託 管 理 人： 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- (6) 信 託 の 種 類： 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 信 託 契 約 日： 平成 29 年 2 月 1 日（予定）
- (8) 金 銭 を 信 託 す る 日： 平成 29 年 2 月 1 日（予定）
- (9) 信 託 終 了 日： 平成 34 年 1 月末日（予定）

2. 信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類： 普通株式
- (2) 株式の取得価額の総額： 66,060,000 円
- (3) 取得する株式の総数： 60,000 株
- (4) 株式の取得方法： 自己株式の処分（第三者割当の方法）により取得
- (5) 株式の取得時期： 平成 29 年 2 月 1 日（予定）

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定いたします。
- ② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定いたします（かかる信託を、以下、「本信託」という）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とする。）を信託いたします。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得いたします（自己株式の処分による方法による。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とする。）を定めます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないことといたします。
- ⑥ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑦ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社及び当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）いたします。

以 上